大阪府造林事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　大阪府は、森林が府民生活の向上と地域経済の発展にとって欠くことのできないものであり、適正な森林の整備を計画的、効果的に推進し、総合的な資源としての森林資源の整備による、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能の維持・増進と地域社会の健全な発展を図るため、予算の定めるところにより、市町村又は森林組合その他知事が適当と認めるものに対し、大阪府造林補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号。以下「規則」という。）に定めるものの他、この要綱に定めるところによる。

（事業の内容）

第２条　大阪府造林事業（以下「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。

Ⅰ　森林環境保全整備事業

１　森林環境保全直接支援事業

利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に定める森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道（継続的に使用される作業道であって、国の指針に基づいて大阪府が定める指針に適合するものをいう。）の開設等を行う。

２　特定機能回復事業

自然条件等の理由で更新が困難であるなど、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが、災害の防止や生物多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地や気象害等の被害を受けた森林、機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林及び多様な森林を造成するために林相転換を必要とする森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定（大阪府及び市町村にあっては当該地方公共団体と森林所有者、大阪府又は市町村以外の事業主体にあっては当該事業主体と地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、本事業による施業の実施後おおむね 10 年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。なお、緩衝林帯の整備を目的として実施する場合についてはおおむね５年間とする。また、重要インフラ施設周辺の森林において事業を実施する場合は、協定締結主体に当該重要インフラの施設管理者を加えるものとする。）に基づき実施する森林造成、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林、重要インフラ施設への倒木被害の未然防止につながる森林整備、林相転換のために実施する森林整備及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等を行う。

Ⅱ　共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業とする。

1　森林空間総合整備事業

森林法第 10 条の 5 第 2 項第 5 号に定める公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として森林法第 10 条の 5 に基づき策定された市町村森林整備計画に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。

2　絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

III　機能回復整備事業

森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。

1　特定林地改良

森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う事業とする。

2　耕作放棄地等森林造成

耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業とする。

3　花粉発生源対策促進事業

花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業とする。

IV　森林災害復旧造林事業

激甚災害指定された地域において、当該激甚災害を受けた森林を復旧するために行う当該激甚災害を受けた樹木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であって当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出並びに被害木等の伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林に係る樹木の引起し又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設を行う。

（補助の対象）

第 3 条　補助の対象となる事業区分、事業内容、事業主体については別に定める。補助率は、別表 1 のとおりとする。

（補助計画の作成）

第 4 条　知事は、あらかじめ造林予定量等を把握し、当該年度の補助計画を作成し、その実施に

ついては、必要な技術力、行政的指導を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第５条

１　補助金を受けようとする者は、事業終了後すみやかに、造林事業補助金交付申請書（様式第 1 号又は第２号）（以下「交付申請書」という。）及び添付書類を提出しなければならない。

２　事業主体は補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。

（竣工検査及び補助金の査定）

第６条　知事は、交付申請書を受理したときは、当該申請に係る造林事業について別に定める大阪府造林事業検査実施要領及び大阪府造林補助金査定要領に基づいて検査及び査定を行う。

（交付決定等）

第７条　規則第５条の交付決定及び規則第１３条の額の確定は、原則として補助金査定の結果に基づいてこれを同時に行う。

（実績報告）

第８条　規則第１２条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

（補助金の返還）

第９条　事業主体は、当該事業の施行地を森林以外の用途に転用する場合、その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は原則として補助金相当額を返還するものとする。

（指導推進）

第１０条　市町村長及び事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進のための体制を整備するとともに、森林関係団体等との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１．　この要綱は平成９年８月１８日から施行し、平成９年４月１日から適用する。

２．　この要綱は平成１４年４月１日から施行する。

3．　この要綱は平成１８年６月２７日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。
4．　この要綱は平成１９年５月１７日から施行し、平成１９年５月１７日から適用する。
5．　この要綱は平成２３年１０月５日から施行する。
6．　この要綱は平成２４年８月２日から施行する。
7．　この要綱は令和２年１月９日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。
8．　この要綱は令和３年２月２２日から施行する。
9．　この要綱は令和６年１０月２２日から施行する。
10．　この要綱は令和８年８月３日から施行する。

様式１（第２条Ⅰ～Ⅲ関係）

番　　号
年　　月　　日

大阪府〇〇農と緑の総合事務所長　様

申請者　所 在 地
名　　称
代表者名

造林事業補助金交付申請書
（〇〇〇〇事業）

下記のとおり造林事業を完了しましたので、補助金を交付されますよう大阪府造林事業補助金交付要綱第５条により関係書類を添えて申請します。

記

事業内容	樹 種	数量(面積・延長等)	備　考

※事業内容：大阪府造林補助事業実施要領別表 2-1、2-2 に定める事業内容のうち、該当するものを記載すること。

様式２（第２条Ⅳ関係）

年度　　森林災害復旧事業補助金交付申請書

年　　月　　日

大阪府知事　　様

申請者　　住　　所
事業主体名

下記のとおり森林災害復旧事業を終了しましたので、補助金を交付されるよう大阪府造林事業補助金交付要綱第５条により申請します。

記

市町村	地　区	施行団地	事業区分	類型区分	面　積	備　考
					ha・m	

（注）１「地区」とは、１ないし数箇林班からなる小流域等で、森林災害復旧事業を一体として行うことが必要と認められるおおむね５ヘクタール以上の施行団地を含む区域をいう。
２「施行団地」とは、１の地区内におけるおおむね５ヘクタール以上の団地をいう。
３「事業区分」欄は、被害木等の整理、跡地造林、倒木起こし、作業路の開設の別を記入する。
４「備考」欄には、当該施行地の植栽本数、樹種、林齢等類型区分を判別できるように作成する。
５面積（ha）、作業路の延長（m）は実測又は施業図から求めるものとする。

別表1

経費の種類	事業名	事業細目	事業内容	補助率
「森林環境保全整備事業実施要領」 （平成14年3月29日制定）に定める 事業主体が行う間伐等に要する経費	森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	○人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、 保育間伐、間伐、更新伐、付帯施設整備、森林作業道整備	事業費の4/10 （国3/10＋府1/10）
		特定機能回復事業	○森林緊急造成 …自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による 協定等に基づいて実施する人工造林等 ○被害森林整備 …気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が 期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等 ○重要インフラ施設周辺森林整備 …鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に 多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設周辺の森林について、地方公共団体 及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等 ○林相転換特別対策 …自助努力では伐採・植替え等の整備が進まない森林について、事業主体が森林所有者等との 協定に基づいて実施する人工造林等 （1）花粉発生源タイプ …林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林において実施 （2）林野火災対策タイプ …林野火災の危険度が高い地域において森林の防火機能の向上を図るために実施 （3）野生鳥獣被害対策タイプ …野生鳥獣の頭数管理及びすみ分けに取り組む自治体において生息環境整備のための針広混交林や 広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯の整備のために実施	1．林道整備(森林災害等復旧林道開設)について 事業費の5/10（国5/10） 2．保全松林緊急保護整備について 事業費の7/10（国5/10＋府2/10） 3．不発弾等事前探査について 事業費の10/10（国10/10） 4．1、2及び3以外の事業について 事業費の4/10（国3/10＋府1/10） ただし、市町村及び森林整備法人等が行う 森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備 については事業費の5/10（国3/10＋府2/10）
「農山漁村地域整備交付金実施要綱」 （平成22年４月１日制定）に定める 事業主体が行う間伐等に要する経費	共生環境整備事業	森林空間総合整備事業 絆の森整備事業	○全体計画調査、共生環境整備、付帯施設整備、林内歩道等整備、用地取得、森林管理道整備	事業費の7/10 （国5/10＋府2/10） ただし、用地取得については、 事業費の4/10 （国1/3＋府1/15）
	機能回復整備事業	特定林地改良	○特定林地改良、付帯施設等整備(林木被害防止施設等整備、荒廃竹林整備)、森林作業道整備	事業費の7/10 （国5/10＋府2/10）
		耕作放棄地等森林造成	○人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、 保育間伐、間伐、更新伐、付帯施設等整備、森林作業道整備	事業費の4/10 （国3/10＋府1/10）
		花粉発生源対策促進事業	○花粉発生源植替え、付帯施設等整備(林木被害防止施設等整備、 林内作業場及び林内かん水施設整備、荒廃竹林整備)、森林作業道整備	
「激甚災害に係る森林災害 復旧事業事務取扱要綱」 （昭和56年4月17日制定）に定める 事業主体が行う被害木等の 伐採及び搬出等に要する経費	森林災害復旧造林事業	森林災害復旧事業	○被害木等の伐採及び搬出 （災害発生年度を含む4ヶ年度以内） ○被害木等の伐採跡地における造林 （災害発生年度を含む5ヶ年度以内） ○倒伏した造林木の引起し （災害発生年度を含む2ヶ年度以内） ○作業路の開設 （上記の事業に必要な期間）	事業費の2/3 （国1/2＋府1/6）